

2022. 10. 6

## 県内金融機関初 産業競争力強化法における事業適応計画(情報技術事業適応)の認定を取得

静岡銀行（頭取 八木 稔）では、県内金融機関で初めて、産業競争力強化法における事業適応計画（情報技術事業適応）の認定を金融庁より取得しましたので、その概要をご案内します。

1. 認定日 9月30日（金）

### 2. 静岡銀行の事業適応計画について

○静岡銀行では、第14次中期経営計画「COLORs～多彩～」で掲げるビジョン「地域のお客さまの夢の実現に寄り添う、課題解決型企業グループへの変革」の実現をめざすなか、「イノベーション戦略」の一環として「DX戦略」に取り組んでおり、本年4月には、経済産業省における「DX認定事業者」の認定を受けています。

○このたび認定を取得した「事業適応計画」では、従来、業務ごとに分かれていた「顧客管理システム」を新たな営業支援システムに統合するとともに、グループ各社での活用を可能とすることで、グループ会社間でのシームレスな情報共有を図ります。

また、グループ全体で保有するデータをもとに、これまで可視化されていなかった顧客インサイト（潜在的なニーズ）をレコメンド情報（お客さまが興味・関心をもたれそうな情報）として配信し、お客さまに最適なソリューションを提供するなど、顧客提供価値の向上に取り組みます。

○こうした取り組みを通じて、データやデジタル技術を起動力として業務プロセスを見直すとともに、お客さま目線でのビジネスモデルの変革に取り組み、蓄積したナレッジ・ノウハウを地域・お客さまに還元することをめざします。

### <ご参考>事業適応計画（情報技術事業適応）の概要について

- ・本制度は、産業競争力強化法において、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の実現に向けた取り組みを「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、所管する省庁（銀行業については金融庁）が認定して、必要な支援措置を講じることで、産業競争力の強化を図る制度です。
- ・なお、「事業適応」には、「成長発展事業適応」「情報技術事業適応」「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」の3つの類型が定義されています。